

**京北地域に適した移動サービスの検討に向けた調査・検証業務
業務委託先募集要項**

1 業務名称

京北地域に適した移動サービスの検討に向けた調査・検証業務

2 業務目的

京都市右京区京北地域では、自家用有償旅客運送（いわゆる80条バス）及びスクールバスとして、「京北ふるさとバス」が運行している。また、京北病院の患者送迎、右京区社会福祉協議会による福祉有償運送などが運行されており、さらに、新たに観光施設等への送迎輸送のニーズも着目されている。

一方で、既存の移動サービスについては、採算面の課題や運転士不足などにより持続性が懸念されている。

本業務は、京北地域における既存の移動サービス（京北ふるさとバス以外を含む）の再編方策を立案し、同地域に適した持続可能な移動サービスを検討・具体化することを目的とする。

3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 応募資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、本業務の受託を希望し、プロポーザル参加表明書を提出する事業者（以下「受託希望者」という。）は、参加表明書を提出した時点において、以下の参加資格要件を全て満たすこと。

また、参加表明書の提出時点で応募資格を有する場合でも、契約締結日までの間に以下の要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

【参加資格要件】

（1）配置予定技術者について、次の要件アからウの全てを満たすこと。

ア 管理技術者が次のいずれかの資格を有すること。

- ・技術士（総合技術監理部門（建設－「都市及び地方計画」又は「道路」））
- ・技術士（建設部門－「都市及び地方計画」又は「道路」）
- ・RCCM（「都市計画及び地方計画」又は「道路」）

イ 管理技術者が、次に示す「同種又は類似業務」に該当する実績を1件以上有すること。

「同種又は類似業務」の内容

同種業務：乗合自動車運送事業者の経営計画の策定、旅客流動調査結果分析等

類似業務：国又は地方自治体の交通政策に関する計画（※）の策定

※ 地域公共交通網形成計画、地域公共交通計画、
都市・地域総合交通戦略 等

ウ 管理技術者及び主たる業務を担当する技術者の手持業務件数が10件未満であること。ただし、手持業務とは、契約金額500万円以上（税抜）の業務とする。

- (2) 京都市契約事務規則第22条1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。
- (3) 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 代表者が成年被後見人、被補佐人又は破産者でないこと。
- (5) 委託事業の実施に当たり、許認可や免許等が必要な場合、その許認可や免許等を受けていること又はその見込みがあること。
- (6) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (9) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

5 契約条件等

- (1) 契約形態
審査により選定した1者に対し、委託契約を行う。
- (2) 契約期間等
契約締結日から令和8年3月31日（水）まで
- (3) 契約金額の上限
6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (4) 委託料の支払い
業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき一括で支払うものとする。
- (5) 再委託の禁止
包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (6) 契約の解除
契約期間中に業務の履行内容が不良で業務遂行に支障が生じ、本市が改善指示を行い、一定期間が経過しても改善が見られない場合は、本市は、契約を解除できるものとする。

6 応募手続等

受託希望者は、次に示すとおり、必要書類を提出すること。

- (1) 提出期間及び提出先
提出期間及び提出先は次のとおりとする。

項 目	摘 要
提出期間	令和7年 6月 3日（火）午前10時から 令和7年 6月16日（月）午後5時まで（必着）

提出先	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局歩くまち京都推進室（担当：永田、武田） TEL：075-222-3483 FAX：075-213-1064 メール：trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp
-----	---

（２）提出方法

提出書類一式を提出先へ持参又は郵送すること。また、添付資料がある場合は、併せて提出すること。

なお、持参の場合は、あらかじめ来庁時刻の目安を電話で連絡すること。また、郵送の場合は書留郵便に限る。

（３）提出書類及び提出部数等

様式の指定があるものについては、別添の様式を用いて作成すること。

No.	提出書類	様式	提出部数 及び 留意事項
①	プロポーザル参加 表明書	様式-1	1部
②	技術提案書	様式-2	1部
③	業務実施体制	様式-3	1部
④	予定技術者の経歴	様式-4	1部
⑤	業務実績	様式-5	1部
⑥	応募資格を満たすこ とを証明する書類		1部 会社案内、登記簿謄本、直近の決算書 等
⑦	企画提案書	任意様式	6部
⑧	見積書	任意様式	1部 提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

（４）企画提案書の内容等

ア 必須記載事項は次のとおりとする。

なお、別添、仕様書の内容を理解したうえで、業務委託先募集要項7（2）審査基準を参考に作成すること。

1 本業務の実施方針 2 業務の実施フロー 3 京北地域を運行する移動サービスの利用実態等の分析・評価手法 4 提案者の着想による自由提案及びその検討手法 ※ 本市施策への理解度や対応手法についても触れること。

イ 資料については、イラストやグラフ等を織り交ぜ、分かりやすく表現すること。

ウ サイズは原則A4とする。図表等についてA3サイズを用いる場合、A4サイズにZ折りすること。

(5) 募集に関する質問及び回答

募集に関する質問及び回答は次のとおり行う。

項 目	摘 要
質問受付期間	令和7年 6月 3日(火) から 令和7年 6月 6日(金) まで
質問送付方法	電子メールにて受付を行う。 上記「6 (1) 提出先」と同じ ※ 電子メールの件名は以下のとおり記載し、メール送信後、電話で受信確認を行うこと。 メール件名：【(応募者名) 京北地域に適した移動サービスの検討に向けた調査・検証業務 プロポーザルに関する質疑】
当局からの回答方法	令和7年6月10日(火) までに京都市都市計画局歩くまち京都推進室ホームページに掲出する。 なお、回答は、本募集要項と一体のものとして効力を有するものとする。

(6) 留意事項

ア 公募手続において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

イ 次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は、京都市から通知する。

(ア) 提出期限、提出先等、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

(ア) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(イ) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出書類は、受託候補者選定作業に必要な範囲において複製することがある。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(オ) 全ての提出書類は返却しない。

7 提案の審査・選定

(1) 審査方法

受託希望者から提出された提出書類を「京北地域に適した移動サービスの検討に向けた調査・検証業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において（2）審査基準に基づき審査・選定する。

なお、企画提案内容について説明を求めるため、書類審査に加え、ヒアリング審査を実施する場合がある。京都市からその旨の通知があった場合は、企画提案内容について説明できる者を選定委員会へ出席させること。

(2) 審査基準

書類審査により、以下の項目について審査する。

評価項目	評価事項	配点	評価目安 A (配点×1) B (配点×0.8) C (配点×0.6) D (配点×0.4) E (配点×0)
企画提案内容	京北地域に適した移動サービスの検討に向けた調査・検証の趣旨及びこれまでの取組を十分理解した提案であるか。	10	A：非常に優れている B：優れている C：概ね妥当である D：一部妥当でない E：全く妥当でない
	各業務の実施手法について、それぞれ効果的で実現可能な提案であるか。	20	A：非常に優れている B：優れている C：概ね妥当である D：一部妥当でない E：全く妥当でない
	強みを活かした提案や工夫を凝らした独自性のある提案が含まれているか。	20	A：非常に優れている B：優れている C：概ね妥当である D：一部妥当でない E：全く妥当でない
スケジュール 実施体制	企画から実施におけるスケジュールが具体的で妥当なものか。	10	A：十分具体的で妥当 C：概ね具体的で妥当である E：全く具体的（妥当）でない
	仕様書に定められた業務を的確かつ迅速に実施するために必要な体制を確保しているか。	10	A：十分に確保できている B：確保できている C：概ね確保できている D：やや体制に不安あり E：体制に不安がある
業務実績	本業務に類似又は関連する業務の実績があるか。	10	A：非常に高度な実績がある B：高度な実績がある C：多種の実績がある D：実績がある E：実績がない
見積経費	見積価格を相対的に評価する（※）。	10	
資格の有無	業務を統括する者が技術士（建設部門又は総合技術監理部門）又はRCCMの資格を有しているか。	5	A：技術士の資格を有している C：RCCMの資格を有している E：技術士又はRCCMの資格を有していない
所在地	本店、支店等の所在地が京都市内にあるか。	5	A：本店の所在地が京都市内 C：支店の所在地が京都市内 E：本店支店ともに京都市内にない
合計		100	

※ 見積金額の評価基準

A：最低金額以上、（最低金額＋（上限価格－最低金額）×1/5）未満

B：（最低金額＋（上限価格－最低金額）×1/5）以上、（最低金額＋（上限価格－最低金額）×2/5）未満

C：（最低金額＋（上限価格－最低金額）×2/5）以上、（最低金額＋（上限価格－最低金額）×3/5）未満

D：（最低金額＋（上限価格－最低金額）×3/5）以上、（最低金額＋（上限価格－最低金額）×4/5）未満

E：（最低金額＋（上限価格－最低金額）×4/5）以上、上限価格以下

※ 最低金額：各提案者から提出された見積価格（税込）の最低金額とする。ただし、提出された見積価格が4,000千円を下回るときは、最低金額を4,000千円とする。

(3) 決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、京都市が業務受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全応募者に対し郵送で通知する。

(5) 契約

選定委員会において業務受託候補者に選定された者と、委託見積限度額の範囲で交渉し、協議のうえ契約する。契約内容については、別紙「仕様書」及び業務受託候補者の「企画提案書」を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する必要がある場合は、協議のうえ内容を決定するものとする。

なお、契約に至らなかった場合は、次点の者と協議を行い、契約相手を決定する。

8 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実施検査が行われる場合は協力すること。
- (3) 本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利は全て京都市に帰属するものとする。